

推定相続人廃除届

家庭裁判所の審判により、相続から廃除された相続人について戸籍記載するための届です。

根拠法令	戸籍法第97条、民法第892条、第893条
届出期間	審判確定の日から10日以内
届出地	推定相続人の本籍地または届出人の所在地
届出人	廃除した人（遺言による廃除の場合は遺言執行者）
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：推定相続人廃除届記入例は下記をご覧ください。・推定相続人廃除届：審判書の謄本及び確定証明書・推定相続人廃除取消届：審判書の謄本・印鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。
関連の届出	
教示	推定相続人廃除届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

※ 審判確定の日から10日以内に届出してください。

推定相続人廃除届

令和6年3月1日届出

※届出日を記入してください
埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日				
送付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知

よみかた	廃除された人	廃除した人
氏名	かすかべ じろう 氏 名 春日部 二郎	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 () 氏 名 春日部 太郎
生年月日	昭和・平成43年3月20日	昭和・平成17年4月3日
住所 (住民登録をしているところ)	埼玉県春日部市中央 7丁目2番地1号 (方書・マンション名)	埼玉県春日部市中央 6丁目2番地号 (方書・マンション名)
本籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1 筆頭者の氏名 春日部 二郎	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1 筆頭者の氏名 春日部 太郎
廃除の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 審判 令和 元年 4月 1日 確定 <input type="checkbox"/> 調停 平成 年 月 日 成立	
その他		
届出人	<input checked="" type="checkbox"/> 廃除した人 <input type="checkbox"/> 遺言執行者	
住所	埼玉県春日部市中央 6丁目2番地号 (方書・マンション名)	
本籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1 筆頭者の氏名 春日部太郎	
署名	春日部 太郎 印 昭和・平成17年4月3日	

※持参するもの 印鑑
※審判書の謄本及び確定証明書を添付してください。

連絡先	電話 048(736)1111 宅・携帯・勤務先・呼出
-----	--------------------------------